行政処分 等 の年月日	事業者の氏名又は名 称		営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20240709	広芸運輸株式会社(法 人番号7240001003211) 代表者渋川寿一	広島県広島市西区山田町 310-1		広島県広島市中区南吉島 2丁目4-41		第17条第4項	令和6年5月22日及び同年6月18日、重傷事故を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	0	0
		山口県光市室積六丁目1-19	本社営業所	山口県光市室積新開二丁目12番5号		(以下「法」)第17条第1 項第1号、同条第1項第 2号、同条第4項及び法 第60条第1項	令和5年9月5日、同年10月3日及び同年10月 19日、情報提供を端緒として監査を実施。11件 の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の 守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、第3条 第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反 (安全規則第3条の5)、(4)点呼の実施義務違反 (安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(5) 点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項、(6)運行計示書の記載事項者務違反に安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(5) 点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)運行指示書の記載事項者務違反に安全規則第19条の3部1項)、(7)運転者格帳の記載 期項義務違反(安全規則第9条の5部1項)、 運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督 第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第20条期間)、(11)事業報告書の提出義務違反(貨物自動工程、(11)事業報告書 反び事業実績報告書の提出義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	18	18
20240712	有限会社仁徳砂利(法 人番号7270002001062) 代表者岡村文美子		安長営業所	鳥取県鳥取市安長94番地 1	文書警告	第17条第4項	令和6年7月12日、情報提供を端緒として監査 を実施。1件の違反が認められた。運転者に対 する指導監督の実施義務違反(最高速度違反 行為)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10条第1項)	0	0

東洋実業有限会社(法 人番号9260002019855) 代表者白神信義	岡山県倉敷市笹沖1159	倉敷営業所	岡山県倉敷市倉敷市笹沖 1161-4	輸送施設の使用停止 (80日車)及び文書警告	第17条第4項	令和5年7月3日、同年8月29日及び同年9月19日、情報提供を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等告示のなお書き遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(7)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(8)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	8	8
有限会社広島流通企 画(法人番号 9240002028288)代表 者助永孝志	広島県東広島市黒瀬町大 多田2553-1	本社営業所	広島県東広島市黒瀬町丸 山277-18	(10日車)及び文書警告	第17条第1項第1号、同 条第1項第2号及び同条 第4項	令和5年12月7日及び令和6年2月5日、情報提供を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)整備管理者の変更の未届出(安全規則第3条の3)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	1	1
橋本商店株式会社(法 人番号1280001004483) 代表者橋本隆幸	島根県浜田市三隅町岡見6198-5	三隅本社	島根県浜田市三隅町岡見6198-5	輸送施設の使用停止 (160日車)及び文書警 告	第9条第1項、第17条第 1項第1号、同条第1項 第2号及び同条第4項	令和5年12月4日及び令和6年3月28日、重傷事故を端緒として監査を実施。12件の違反が電放られた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(東東等時間等5号)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(支規則以)第3条第4項、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則(3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(4)ホイールナットの脱落に起因する車輪脱落車故惹起(安全規則第3条の3)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)点呼記録の不実記載の記載事項、(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(9)運転者等台帳の記載事項第7条第5項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督を規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督の記録報事項を規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督の調報の記録事項を規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督の調報の表第1項)、(12)運転者の講習(安全規則第10条第1項)、(12)運転者の講習(安全規則第10条第1項)、(12)運行管理の表第23条第1項)	16	16